

令和6年11月定例県議会付議案

議案第 1号 令和6年度鳥取県一般会計補正予算（第4号）

議案第 2号 同 鳥取県給与集中管理特別会計補正予算（第1号）

議案第 3号 同 鳥取県営電気事業会計補正予算（第1号）

議案第 4号 同 鳥取県営工業用水道事業会計補正予算（第1号）

議案第 5号 同 鳥取県営病院事業会計補正予算（第2号）

議案第 6号 指導教諭の職の設置に伴う関係条例の整備に関する条例（教育人材開発課）

教育指導に係る優れた指導技術等を広げ、学校教育の充実及び指導体制の強化を図るために、公立学校に指導教諭の職を設置すること等に伴い、関係する条例について一括して所要の改正を行うものである。

（改正する条例）

- ・ 職員の給与に関する条例
- ・ 職員の特殊勤務手当に関する条例
- ・ 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例
- ・ 職員の定年等に関する条例

[令和7年4月1日施行]

議案第 7号 鳥取県税条例の一部を改正する条例（税務課、協働参画課）

寄附金税額控除の対象として指定している法人の指定の期間を更新するものである。

（概要）

個人県民税の寄附金税額控除の対象として指定している特定非営利活動法人鳥取県自閉症協会に対して支出された寄附金の当該寄附金税額控除の指定の期間を令和7年1月1日から令和11年12月31日まで（現行 令和2年1月1日から令和6年12月31日まで）に更新する。

[令和7年1月1日施行]

議案第 8号 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（人事企画課）

雇用保険法の一部が改正され、失業等給付のうち就業手当が廃止されたこと等に伴い、失業給付に相当する退職手当（失業者の退職手当）に関する規定等について、所要の改正を行うものである。

（概要）

- ①就業手当に相当する退職手当について定めた規定を削る。
- ②整理退職者等の基本手当に係る地域延長給付（雇用機会が不足する地域における給付日数の延長）に相当する暫定措置の期間を令和9年3月31日まで（現行 令和7年3月31日まで）とする。
- ③その他所要の規定の整備を行う。

[令和7年4月1日施行 ほか]

議案第 9号 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
 (市町村課、交流推進課)

旅券法施行令の一部が改正され、旅券の発給に係る事務処理方法が改められること等に鑑み、移譲事務を見直すものである。

(概要)

旅券法及び旅券法施行規則に基づく事務を処理する市町村等から倉吉市を削る。

[令和7年3月24日施行]

議案第10号 水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例
 (水環境保全課)

排水基準を定める省令の一部が改正され、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上である工場又は事業場に係る排出水の大腸菌による汚染状態を示す項目及び許容限度が改められたことに鑑み、水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づき定める上乗せ排水基準について所要の改正を行うものである。

(概要)

1日当たりの平均的な排出水の量が25立方メートル以上50立方メートル未満の特定事業場に係る排出水の大腸菌による汚染状態を示す項目及び許容限度を次のとおり改める。

| | 現 行 | 改正後 |
|------|-----------------------------|-------------------------------|
| 項 目 | 大腸菌群数 | 大腸菌数 |
| 許容限度 | 日間平均1立方センチメートルにつき 3,000個 | 日間平均1ミリリットルにつき800コロ ニー形成単位 |

[令和7年4月1日施行]

議案第11号 鳥取県手数料徴収条例等の一部を改正する条例 (会計指導課等)

受益と負担の公平確保を図るため、また、旅券法施行令の一部が改正され、一般旅券の発給に係る事務の手数料の額の標準が改められたこと及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されたことに伴い、手数料の新設及び額の変更を行うものである。

(手数料の概要)

設 定

| 区 分 | 単 位 | 金 額 |
|--|-------|---------|
| 鳥取県手数料徴収条例の一部改正 | | |
| 宅地建物取引業法の免許 (電子情報処理組織を使用する方法により申請が行われた場合) | 1件につき | 26,500円 |
| 県立中学校において、現に同学校に在学する者以外の者への卒業証明書その他の証明書の交付 | 1件につき | 420円 |

見直し

| 区 分 | 単 位 | 金 額 | |
|-------------------------|-------|--------------------------------------|--------------------------------------|
| | | 現 行 | 改正後 |
| 鳥取県手数料徴収条例の一部改正 | | | |
| 一般旅券の発給 | | | |
| 電子情報処理組織を使用する方法による申請の場合 | 1件につき | 2,000円 (旅券法第20条第2項の適用を受ける場合は、4,000円) | 1,900円 (旅券法第20条第2項の適用を受ける場合は、3,900円) |

| 区 分 | 単 位 | 金 額 | |
|---|--------|-------------------------------------|-------------------------------------|
| | | 現 行 | 改正後 |
| 書面による申請の場合 | 1 件につき | 2,000円（旅券法第20条第2項の適用を受ける場合は、4,000円） | 2,300円（旅券法第20条第2項の適用を受ける場合は、4,300円） |
| 教育職員の臨時免許状の授与等 | | | |
| 教育職員の臨時免許状の授与 | 1 件につき | 1,800円 | 1,900円 |
| 特別支援学校の教員の免許状への新教育領域の追加のうち臨時免許状に係るもの | 1 件につき | 1,800円 | 1,900円 |
| 教育職員の免許状の書換交付 | 1 件につき | 950円 | 1,000円 |
| 教育職員の免許状の再交付 | 1 件につき | 1,200円 | 1,300円 |
| 鳥取県個人情報保護条例の一部改正 | | | |
| 保有個人情報記録されている文書等の写しの送付 | 1 件につき | 重量に応じ 590円～1,860円 | 重量に応じ 620円～2,260円 |
| 鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部改正 | | | |
| ア 診断料、検査料等 | | | |
| 人間ドック | 1 件につき | 44,000円 | 46,200円 |
| 脳ドック | 1 件につき | 38,500円 | 41,100円 |
| イ 普通診断書等 | | | |
| 普通診断書 | 1 通につき | 2,090円 | 2,290円 |
| 健康診断書 | 1 通につき | 2,090円 | 2,290円 |
| 死亡診断書 | 1 通につき | 2,310円 | 2,540円 |
| 死体検案書 | 1 通につき | 4,290円 | 4,710円 |
| 変死体検案書 | 1 通につき | 4,290円 | 4,710円 |
| 通院入院証明書 | 1 通につき | 2,090円 | 2,290円 |
| 療養費支払証明書 | 1 通につき | 1,100円 | 1,210円 |
| 通院入院証明書、療養費支払証明書、自動車損害賠償責任保険医療証明書及び診療明細書以外の証明書（医師の記載が必要なものに限る。） | 1 通につき | 2,090円 | 2,290円 |
| 通院入院証明書、療養費支払証明書、自動車損害賠償責任保険医療証明書及び診療明細書以外の証明書（医師の記載が必要なものを除く。） | 1 通につき | 1,100円 | 1,210円 |
| 鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正 | | | |
| 上記イに準じた改正を行う。 | | | |

[令和7年4月1日施行 ほか]

議案第12号 鳥取県警察手数料条例の一部を改正する条例（警察本部運転免許課）

道路交通法の一部が改正され、個人番号カードに特定免許情報を記録することができることとされること等に伴い、当該事務等について新たに手数料を徴収するとともに、道路交通法施行令の一部が改正され、運転免許に関する事務に係る手数料の標準とすべき額が見直されたこと等に伴い、当該事務に係る手数料の額を見直すものである。

（手数料の概要）

設 定

| 区 分 | | 単 位 | 金 額 |
|------------------------------|--|---------------------------|-----------------|
| 特定免許情報 の記録 | 道路交通法第95条 の2第6項の規定 による申出をする 場合 | 特定試験免除者 | 1件につき 1,350円 |
| | | 特定試験免除者以外の者 | 1件につき 1,550円 |
| | 免許更新時に免許証不交付申出をする場合 | | 1件につき 800円 |
| | 道路交通法第95条の2第6項の規定による申出及び免許更新時の免許証不交付申出のいずれもしない場合 | | 1件につき 1,500円 |
| | 運転免許証の交付又は再交付と同時に記録を受ける場合 | 1件につき | 100円 |
| 運転免許証 の交付 | 免許情報記録個人番号カードのみを有する者に対するもの | 1件につき | 2,550円 |
| 免許情報記 録の書換え | 運転免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する者に対するもの | 1件につき | 100円 |
| | 免許情報記録個人番号カードのみを有する者に対するもの | 1件につき | 1,550円 |
| 運転免許証 及び免許情 報記録の更 新 | 運転免許証の有効期間の更新（経由申請をしない場合であって免許証不交付申出をするとき。） | | 1件につき 1,300円 |
| | 免許情報記録の 有効期間の更新 | 経由申請をする場合であって経由地書換をするとき。 | 1件につき 1,000円 |
| | | 経由申請をする場合であって経由地書換をしないとき。 | 1件につき 1,950円 |
| | | 経由申請をしない場合 | 1件につき 2,100円 |
| | 運転免許証及び 免許情報記録の 有効期間の更新 | 経由申請をする場合であって経由地書換をするとき。 | 1件につき 2,500円 |
| | | 経由申請をする場合であって経由地書換をしないとき。 | 1件につき 2,850円 |
| 経由申請をしない場合 | | 1件につき 2,950円 | |
| 運転免許証 の更新の申 請の経由 | 経由地書換申出をする場合 | 1件につき | 1,700円 |
| 運転経歴情 報の記録 | 下記以外の場合 | | 1件につき 900円 |
| | 運転経歴証明書の交付又は再交付と同時に記録を受ける場合 | | 1件につき 100円 |
| 更新時等講 習 | 優良運転者オンライン講習 | | 1件につき 200円 |
| | 一般運転者オンライン講習 | | 1件につき 200円 |
| | 違反運転者等オンライン講習（特定基準不該当者） | | 1件につき 200円 |

見直し

| 区 分 | 単 位 | 金 額 | |
|--------|-------|--------------------------|--------------------------|
| | | 現 行 | 改正後 |
| 運転免許試験 | 1件につき | 免許の種類等に応じ 800円～7,650円 | 免許の種類等に応じ 750円～7,450円 |

| 区 分 | 単 位 | 金 額 | |
|-------------------------------|---------|------------------------------|------------------------------|
| | | 現 行 | 改正後 |
| 運転技能検査 | 1 件につき | 免許の種類等に応じ 3,750円～6,400円 | 免許の種類等に応じ 3,850円～6,950円 |
| 運転することができる自動車等の種類の限定の解除のための審査 | 1 件につき | 使用する自動車に応じ 1,400円又は2,850円 | 使用する自動車に応じ 1,350円又は3,100円 |
| 運転免許証の交付 | 1 件につき | 免許の種類等に応じ 1,150円～2,050円 | 免許の種類等に応じ 1,100円～2,350円 |
| 運転免許証の再交付 | 1 件につき | 免許の種類等に応じ 1,150円又は2,250円 | 免許の種類等に応じ 1,050円又は2,600円 |
| 認知機能検査を行う者に対して行う講習 | 1 回につき | 1,200円又は1,450円 | 1,150円又は1,400円 |
| 運転技能検査 | 1 件につき | 3,550円 | 3,650円 |
| 技能検定員に係る審査 | 1 件につき | 免許の種類等に応じ 700円～23,400円 | 免許の種類等に応じ 700円～23,750円 |
| 教習指導員に係る審査 | 1 件につき | 免許の種類等に応じ 600円～14,550円 | 免許の種類等に応じ 650円～15,100円 |
| 運転技能の再試験 | 1 件につき | 免許の種類等に応じ 1,000円～4,400円 | 免許の種類等に応じ 1,100円～5,050円 |
| 運転免許証の更新 | 1 件につき | 2,500円又は2,550円 | 2,750円又は2,850円 |
| 運転免許証の更新の申請の経由 | 1 件につき | 550円 | 750円 |
| 運転経歴証明書の交付 | 1 件につき | 1,100円 | 1,150円 |
| 運転経歴証明書の再交付 | 1 件につき | 1,100円 | 1,150円 |
| 国外運転免許証の交付 | 1 件につき | 2,350円 | 2,250円 |
| 安全運転管理者等に対する講習 | 1 時間につき | 750円～4,450円 | 850円～4,650円 |
| | 1 件につき | 500円～12,500円 | 500円～13,900円 |

[令和7年3月24日施行]

**議案第13号 工事請負契約(国道181号(江府道路)トンネル工事(久連トンネル)(2工区)(補助改良))
の締結について(道路建設課)**

工 事 名：国道181号(江府道路)トンネル工事(久連トンネル)(2工区)(補助改良)
 工 事 場 所：日野郡江府町大字久連から日野郡江府町大字洲河崎まで
 契約の相手方：国道181号(江府道路)トンネル工事(久連トンネル)(2工区)(補助改良)
 安藤・間・大豊建設・YAHATA特定建設工事共同企業体
 契 約 金 額：2,518,890,000円
 工事完成期限：令和9年1月4日

**議案第14号 工事請負契約(国道181号(江府道路)トンネル工事(久連トンネル)(補助改良))の
締結についての議決の一部変更について(道路建設課)**

地質が想定より脆弱な区間において、崩落を防止するための掘削補助工法を追加したこと等に伴い、工事完成期限の延長を行うものである。

(変更内容)

工事完成期限：変更前 令和7年3月17日 → 変更後 令和7年10月30日

**議案第15号 工事請負契約（県道若桜下三河線（岩屋堂工区）トンネル工事（不動院岩屋堂トンネル）
（交付金改良）の締結についての議決の一部変更について（道路建設課）**

トンネル掘削にあたり、環境基準を超える騒音等の発生に伴い夜間作業を中止したため一日当たりの掘進量が低下し、トンネル機械の現場拘束日数が増え、機械経費が増額したことに伴い、契約金額の変更を行うものである。

（変更内容）

契約金額：変更前 941,930,000 円 → 変更後 1,055,690,900 円（113,760,900 円の増）

議案第16号 工事請負契約（水貫川河川改修工事（7工区）（ポンプ設備）（補助）の締結について（河川課）

工 事 名：水貫川河川改修工事（7工区）（ポンプ設備）（補助）

工 事 場 所：米子市皆生新田

契約の相手方：東洋プラント株式会社

契 約 金 額：798,270,000 円

工事完成期限：令和8年7月31日

**議案第17号 事業契約（鳥取県立美術館整備運営事業）の締結及び公の施設の
指定管理者の指定（鳥取県立美術館）についての議決の一部変更について（美術館）**

物価及び労務費の上昇による維持管理費の増額に伴い、契約金額の変更を行うものである。

（変更内容）

契約金額：変更前 15,287,175,640 円 → 変更後 15,336,639,806 円（49,464,166 円の増）

**議案第18号 事業契約（鳥取県西部総合事務所新棟・米子市役所糺町庁舎整備等事業）の締結
についての議決の一部変更について（西部総合事務所）**

物価及び労務費の上昇による維持管理費の増額に伴い、契約金額の変更を行うものである。

（変更内容）

契約金額：変更前 1,674,100,521 円 → 変更後 1,675,664,248 円（1,563,727 円の増）

議案第19号 当せん金付証票の発売について（財政課）

令和7年度宝くじ発売総額：53億円以内

（令和6年度宝くじ発売議決額：53億円以内）

議案第20号 令和5年度決算の認定について（財政課）

一般会計歳入歳出決算額 (単位：千円)

| 会計名 | 歳入 | 歳出 | 差引 | 翌年度に繰り越すべき財源 | 実質収支 |
|------|-------------|-------------|------------|--------------|-----------|
| 一般会計 | 398,691,745 | 381,396,447 | 17,295,298 | 7,821,760 | 9,473,538 |

特別会計歳入歳出決算額 (単位：千円)

| 会計名 | 歳入 | 歳出 | 差引 |
|---------------------|------------|------------|-----------|
| 用品調達等集中管理事業特別会計 | 1,708,866 | 1,661,733 | 47,133 |
| 公債管理特別会計 | 65,150,770 | 65,150,770 | 0 |
| 給与集中管理特別会計 | 26,317,839 | 26,308,853 | 8,986 |
| 母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計 | 122,004 | 61,256 | 60,748 |
| 国民健康保険運営事業特別会計 | 54,143,846 | 52,558,692 | 1,585,154 |
| 中小企業近代化資金助成事業特別会計 | 38,253 | 35,954 | 2,299 |
| 就農支援資金貸付事業特別会計 | 213,941 | 23,345 | 190,596 |
| 林業・木材産業改善資金助成事業特別会計 | 172,048 | 18,492 | 153,556 |
| 県営林事業特別会計 | 81,214 | 77,632 | 3,582 |
| 県営境港水産施設事業特別会計 | 261,788 | 261,396 | 392 |
| 沿岸漁業改善資金助成事業特別会計 | 298,408 | 1 | 298,407 |
| 港湾整備事業特別会計 | 92,630 | 87,759 | 4,871 |
| 収入証紙特別会計 | 251 | 251 | 0 |
| 県立学校農業実習特別会計 | 58,645 | 43,133 | 15,512 |
| 育英奨学事業特別会計 | 1,312,863 | 729,831 | 583,032 |

議案第21号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（人事企画課）

人事委員会の「職員の給与に関する勧告」に鑑み、一般職の職員の給与水準並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合を引き上げるとともに、社会と公務の変化に応じた給与制度の整備のため、給料表の切替え並びに配偶者に係る扶養手当の廃止及び子に係る扶養手当の額の引上げその他諸手当の改定をする等、関係する条例について所要の改正を行うものである。

(改正する条例)

- ・職員の給与に関する条例
- ・現業職員の給与の種類及び基準に関する条例
- ・土地収用法等に基づく鑑定人及び参考人の旅費及び手当に関する条例
- ・企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例
- ・病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例
- ・任期付研究員の採用等に関する条例
- ・任期付職員の採用等に関する条例
- ・鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例
- ・職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例

[公布施行 ほか]

議案第22号 鳥取県産業廃棄物処理施設設置促進条例の一部を改正する条例（循環型社会推進課）

令和6年11月18日の淀江産業廃棄物管理型最終処分場の設置許可を受けて、他県の交付額の状況や物価の上昇の状況等に鑑み、同意事業の適正な実施を確保するため、その実施に要する経費を負担する者に対する交付金の限度額を改めるとともに、指定施設の対象となる施設を見直すものである。

（概要）

最終処分場及び焼却施設に係る交付金の限度額を次のとおり引き上げるとともに、指定施設の対象となる施設から灰溶融施設を削る。

| 施設の種類及び規模 | | | 限度額 | |
|-----------|----------------------------|--------------------------------|-----------|-----------|
| | | | 現 行 | 改正後 |
| 最終処分場 | 安定型最終処分場 | 埋立容量が10万立方メートル以上20万立方メートル未満のもの | 5,000万円 | 7,500万円 |
| | | 埋立容量が20万立方メートル以上30万立方メートル未満のもの | 7,500万円 | 1億2,000万円 |
| | | 埋立容量が30万立方メートル以上のもの | 1億円 | 1億5,000万円 |
| | 管理型最終処分場 | 埋立容量が5万立方メートル以上15万立方メートル未満のもの | 1億円 | 3億5,000万円 |
| | | 埋立容量が15万立方メートル以上25万立方メートル未満のもの | 1億5,000万円 | 5億3,000万円 |
| | | 埋立容量が25万立方メートル以上のもの | 2億円 | 7億円 |
| 焼却施設 | 1日当たりの処理能力が10トン以上20トン未満のもの | 5,000万円 | 7,500万円 | |
| | 1日当たりの処理能力が20トン以上30トン未満のもの | 7,500万円 | 1億2,000万円 | |
| | 1日当たりの処理能力が30トン以上のもの | 1億円 | 1億5,000万円 | |
| 灰溶融施設 | 1日当たりの処理能力が5トン以上15トン未満のもの | 5,000万円 | (削除) | |
| | 1日当たりの処理能力が15トン以上25トン未満のもの | 7,500万円 | | |
| | 1日当たりの処理能力が25トン以上のもの | 1億円 | | |

[公布施行]

報 告 事 項

報告第 1号 令和5年度鳥取県継続費精算報告書について（財政課）

| 事業名 | 年度 | 精算額（円） |
|---------------------|---------|-------------|
| 防災行政無線用エアコン設備更新工事費 | R4～R5年度 | 17,053,300 |
| 消防学校費 | R4～R5年度 | 78,683,000 |
| 総合療育センター施設環境改善事業費 | R4～R5年度 | 336,703,400 |
| 栽培漁業センター管理運営費 | R4～R5年度 | 222,094,400 |
| 鳥取養護学校エレベーター改修事業費 | R4～R5年度 | 22,766,700 |
| 県立夜間中学スタートアップ事業費 | R4～R5年度 | 96,012,400 |
| 生涯学習センター舞台照明設備改修事業費 | R4～R5年度 | 156,291,300 |

報告第 2号 議会の委任による専決処分の報告について

（1）損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（令和6年11月11日専決）

（警察本部監察課）

和解の相手方：西伯郡日吉津村 個人

和解の要旨：県は、物的損害に対する損害賠償金 379,005 円及び人身損害に対する損害賠償金 119,048 円を和解の相手方に支払う。（県過失 10 割）

事故の概要：令和6年6月13日、米子警察署所属の職員が、公務のため普通特種自動車（パトカー）を運転中、和解の相手方所有の小型乗用自動車の後方に停止しようとした際、ブレーキ操作を誤ったため前進し、前方で停止していた同車両に追突し、双方の車両が破損するとともに、和解の相手方が負傷したものである。

（2）損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（令和6年11月11日専決）

（警察本部監察課）

和解の相手方：八頭町

和解の要旨：県は、損害賠償金 47,190 円（県過失 10 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：令和6年8月27日、郡家警察署所属の職員が、公務のため普通乗用自動車を運転中、方向転換をするため後退した際、後方の安全確認が不十分であったため、和解の相手方が設置する視線誘導標に衝突し、同視線誘導標を破損させたものである。

（3）損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（令和6年11月11日専決）

（警察本部監察課）

和解の相手方：米子市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 75,900 円（県過失 10 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：令和6年9月14日、米子警察署所属の職員が、公務のため普通特種自動車（パトカー）を運転中、方向転換をするため後退した際、後方の安全確認が不十分であったため、和解の相手方が設置するポールに衝突し、同ポールを破損させたものである。

（4）損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（令和6年11月11日専決）

（警察本部交通規制課）

和解の相手方：鳥取市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 170,500 円（県過失 10 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：令和6年9月21日から同月22日までの間（事故発生日は不明）、県が設置している道路規制標識が根元の腐食により倒れ、和解の相手方が駐車場に駐車していた軽乗用自動車に当たり、同車両が破損したものである。

(5) 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
(令和6年11月20日専決) (市町村課、経営支援課)

農業振興地域の整備に関する法律の一部改正に伴い、市町村等が処理する事務について定めた規定中引用する同法の条項を改めるものである。

[食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための農業振興地域の整備に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行]

(6) 鳥取県薬物の濫用の防止等に関する条例の一部を改正する条例 (令和6年11月20日専決)
(医療・保険課)

大麻草の栽培の規制に関する法律の一部改正に伴い、県の責務を定めた規定中引用する同法の用語を改めるものである。

[令和7年3月1日施行]

(7) 鳥取県青少年健全育成条例の一部を改正する条例 (令和6年11月20日専決) (家庭支援課)

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部改正に伴い、特定電気通信役務提供者に対し青少年有害情報フィルタリングソフトウェアに関する情報等を提供する努力義務を定めた規定中引用する同法の題名及び条項を改めるものである。

[特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行]

(8) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (令和6年11月20日専決)
(農林水産政策課)

和解の相手方：甲 島根県松江市 企業
乙 東京都港区 企業

和解の要旨：県は、損害賠償金 1,555,500 円（県過失 10 割）を和解の相手方甲に支払う。
県は、損害賠償金（中途解約金）80,740 円を和解の相手方乙に支払う。

事故の概要：令和5年12月7日、西部総合事務所所属の職員が、公務のため賃貸借契約により和解の相手方乙から借り受けている軽貨物自動車を運転中、前方の注意を怠ったため、渋滞により停止しようとして減速していた和解の相手方甲所有の軽貨物自動車に追突し、双方の車両が破損したものである。

(9) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (令和6年11月20日専決) (道路企画課)

和解の相手方：米子市 個人

和解の要旨：県は、物的損害に対する損害賠償金 7,084 円及び人身損害に対する損害賠償金 6,660 円を和解の相手方に支払う。（県過失 5 割）

事故の概要：令和6年4月25日、和解の相手方が、一般国道 431 号の副道を自転車で走行中、側溝の蓋の段差により転倒し、同車両が破損するとともに、和解の相手方が負傷したものである。

(10) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (令和6年11月20日専決) (道路企画課)

和解の相手方：岩美郡岩美町 企業

和解の要旨：県は、損害賠償金 90,090 円（県過失 9 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：令和6年8月2日及び同月9日、和解の相手方が、普通特種自動車（冷蔵冷凍車）で一般国道 178 号から沿道の駐車場に出入りした際、ガードレール撤去後の支柱切り残し部分に乗り上げ、同車両が破損したものである。

(11) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（令和6年11月20日専決）（道路建設課）

和解の相手方：岡山県美作市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 205,315 円（県過失 10 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：令和6年7月4日、道路建設課の職員が、公務のため普通乗用自動車を運転中、駐車場内の駐車枠から前進した際、右前方の安全確認が不十分であったため、駐車していた和解の相手方所有の普通乗用自動車に衝突し、双方の車両が破損したものである。

(12) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（令和6年11月20日専決）（治山砂防課）

和解の相手方：富山県富山市 企業

和解の要旨：県は、損害賠償金 38,500 円（県過失 10 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：令和6年8月1日、西部総合事務所所属の職員が、公務のため賃貸借契約により和解の相手方から借り受けている普通乗用自動車を運転中、路外駐車場から道路へ進入しようとした際、道路の縁石に衝突し、同車両が破損したものである。

(13) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（令和6年11月20日専決）（港湾課）

和解の相手方：鳥取市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 133,580 円（県過失 10 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：令和6年8月5日、和解の相手方が、鳥取港敷地内を普通乗用自動車で行中、側溝の蓋が跳ね上がり、同車両が破損したものである。

(14) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（令和6年11月20日専決）（教育環境課）

和解の相手方：境港市

和解の要旨：県は、損害賠償金 110,561 円（県過失 10 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：令和6年8月8日、鳥取県立境港総合技術高等学校のグラウンドにおいて、部活動をしていた生徒が打った野球ボールが防球ネットを越え、隣接する駐車場に駐車していた和解の相手方所有の軽乗用自動車に当たり、同車両が破損したものである。

(15) 地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例（令和6年11月20日専決）
（病院局総務課等）

地方自治法の一部改正に伴い、関係する条例の規定中引用する同法の条項を改めるものである。
(改正する条例)

- ・鳥取県営病院事業の設置等に関する条例
- ・鳥取県営企業の設置等に関する条例
- ・鳥取県天神川流域下水道事業の設置等に関する条例
- ・職員等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

[地方自治法の一部を改正する法律附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から施行]

報告第 3号 長期継続契約の締結状況について

件数 新規 9件